

東大阪市高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内事業者に対し、原油価格や物価の高騰等による影響を緩和することを目的として、予算の範囲内において東大阪市高齢者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、市内において別表の対象事業所・施設欄に定める事業を実施する事業所又は施設（令和7年6月1日時点で指定等を受けているものに限り、休止中のものにおいては令和7年4月以降にサービス等を提供しているものに限る。）を設置又は運営する者とする。ただし、同一事業所又は施設にかかる支援金を複数の者が第4条に規定する交付の申請（以下「交付申請」という。）をすることはできないものとし、市外郭団体の運営するものは対象外とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）に対しては本要綱に基づく支援金を交付しない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

（2）法第2条第6号に規定する暴力団員

（3）東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

3 市長は、必要があると認めるときは、第4条に規定する申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（支援金の額）

第3条 対象事業者に交付する支援金の額は、別表の対象事業所・施設欄の区分ごと（定員区分のあるものについてはその区分ごと）に、同表の支援金の額欄に定める額とする。

（交付の申請）

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東大阪市高齢

者施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に市長が指定する書類を添えて、あらかじめ市長の指定する期限までに申請しなければならない。

- 2 前項の申請があったときは、その書類の提出をもって規則第 14 条の実績報告とみなすものとする。

（交付の決定等）

第 5 条 市長は交付申請があったときはその内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは申請者の指定する口座へ支援金を振り込むものとし、不適当と認めるときは東大阪市高齢者施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に対して通知するものとする。

- 2 前項の申請者への振込をもって規則第 6 条第 1 項の決定及び同条第 2 項の通知とみなす。

（決定の取り消し）

第 6 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1）虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき

（2）支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

（支援金の返還）

第 7 条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 市長は、前条の規定による取り消しにより支援金の返還を命ずる場合は、その命令にかかる支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号、以下「適化法」という。）第 19 条第 1 項の規定により計算した加算金の納付を命じることができる。

- 3 前項の規定により加算金の納付を命じた場合において、申請者の納付した金額が返還を命じた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てられたものとする。

- 4 市長は、申請者が支援金の返還を命じた日までに納付しなかったときは、納付を命じた日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき適化法第 19 条第 2 項の規定により計算した延滞金の納付を命じることができる。

- 5 市長は、第 2 項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場

合は、申請者の申請に基づき加算金、又は延滞金の全部又は一部を免除できるものとする。

（帳簿の整備保存等）

第 8 条 申請者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を、当該支援金を受領した年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 2 7 日から施行する。

（別表）

対象事業所・施設			支援金の額
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 特定施設入居者生活介護 短期入所生活介護(空床型を除く) 短期入所療養介護	定員区分	9 0 名 以上	800,000 円
		6 0 名 以上 8 9 名 以下	500,000 円
		3 0 名 以上 5 9 名 以下	300,000 円
		2 9 名 以下	200,000 円
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護			200,000 円
通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション			100,000 円